

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2710号)

令和4年3月23日

横情審答申第2710号

令和4年3月23日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年3月11日旭税第626号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区白根特定丁目特定地番の土地に係る(1)土地課税台帳兼評価調書（平成19年度から平成29年度）(2)土地課税台帳兼評価調書（写）（平成30年度から令和元年度）(3)土地異動・計算連絡票（4）平成26年度～平成31年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）賦課決定決裁簿（5）ダイレクト広聴投稿本文（特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5、特定年月日6、特定年月日7、特定年月日8、特定年月日9、特定年月日10受付）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「旭区白根特定丁目特定地番の土地に係る(1)土地課税台帳兼評価調書(平成19年度から平成29年度) (2)土地課税台帳兼評価調書(写)(平成30年度から令和元年度) (3)土地異動・計算連絡票 (4)平成26年度～平成31年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課決定決裁簿 (5)ダイレクト広聴投稿本文(特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5、特定年月日6、特定年月日7、特定年月日8、特定年月日9、特定年月日10受付)」の保有個人情報をも特定し開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の個人情報本人開示請求(以下「本件本人開示請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が令和2年1月28日付で行った「旭区白根特定丁目特定地番の土地(以下「本件土地」という。)に係る(1)土地課税台帳兼評価調書(平成19年度から平成29年度)(以下「個人情報1」という。)(2)土地課税台帳兼評価調書(写)(平成30年度から令和元年度)(以下「個人情報2」という。)(3)土地異動・計算連絡票(以下「個人情報3」という。)(4)平成26年度～平成31年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)賦課決定決裁簿(以下「個人情報4」という。)(5)ダイレクト広聴投稿本文(特定年月日1、特定年月日2、特定年月日3、特定年月日4、特定年月日5、特定年月日6、特定年月日7、特定年月日8、特定年月日9、特定年月日10受付)(以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。)」の保有個人情報を特定して行った個人情報開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件本人開示請求に対し本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 個人情報本人開示請求書(以下「開示請求書」という。)に「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書の開示」及び「貴所が平成29年度単価で算出した文書写の開示」とあることから、個人情報1及び個人情報2を特定し

た。平成30年度以降は、土地（補充）課税台帳兼評価調書が電磁的記録となったため、土地課税台帳兼評価調書（写）を特定している。

- (2) 開示請求書に「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写の開示」とあることから、個人情報3を特定した。
- (3) 開示請求書に「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書の開示」とあることから、個人情報4を特定した。
- (4) 開示請求書に「請求者が適正課税されていないと提出した文書の開示」とあることから、個人情報5を特定した。
- (5) 本件保有個人情報以外に審査請求人が求める文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 実施機関は「本人開示請求に係る保有個人情報」と表題に謳って行った開示決定では審査請求人が特定し開示請求した意味がなく、請求文書を特定された上で、適正な決定処分が行われるよう求め審査請求願を提起した。
- (2) ①本件土地に適正課税されていると実施機関が言える文書の開示。②本件審査請求人に適正課税されていない。と指摘された文書の開示。③指摘に対し現地を視察後に算出した文書及び記載した日報の写しの開示。④貴所が請求地部位のみを平成29年度単価で算出した文書写の開示。⑤本件土地の現況に対し課税された平成13年以降の文書の開示。登記簿に登録されている事項が事実と相違した課税となっており、当該土地の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の処置を申し出るよう指摘されているが怠っている。⑥本件土地現況地形の通りに適正課税されている文書写の開示。と請求している文書を開示せず、非開示決定した行為を認めるわけにはいかない。請求人の所有地を大きく曲線で取り込み搾取しているにも関わらず、「判定を変えた」と言いつつ、国土調査時の直線に戻さず搾取したままの所有地を、国土調査の筆界どおり直線に復元を求め、開示請求書に記載し復元に資する文書を特定した上で請求している。請求外文書事象を理由に非開示されたことに対し、請求した文書の開示も求めている。
- (3) 横浜市が組織ぐるみで、請求人の本件土地を搾取し、旭土事木務所が地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項により復元せずに搾取した状態で、固定資

産税、都市計画税を賦課していることに対し、地方税法2-1項、登記簿の登記内容と事実とに相違があるため、復元し修正の措置をとる様に申し出をし、旭区税務課長、課長補佐、係長が特定年月日11に現況を調査確認し作成した請求文書の開示を求めている。

5 審査会の判断

(1) 土地の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課に係る事務について

土地の固定資産税等の税額は、原則として、土地課税台帳に登録された土地の価格を基に算出される。

この点、地方税法第410条第1項本文では、「市町村長は・・・評価調書を受理した場合においては、これに基づいて固定資産の価格等を・・・決定しなければならない」と規定されている。なお、評価調書とは、固定資産評価員が土地等の固定資産の評価の結果をまとめた文書であり、同法第409条第4項において、市町村長に提出することが義務付けられているものである。また、同法第411条第1項では、「市町村長は、前条第1項の規定によって固定資産の価格等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。」と規定されている。

横浜市では、これらの規定に基づき、固定資産税等が課される土地について、土地（補充）課税台帳兼評価調書（以下「課税台帳兼評価調書」という。）を作成し、納税義務者の氏名及び土地の所在、課税地積、価格、課税標準額等を登録している。

そのほかに、横浜市では、土地の評価の基礎となる情報を集約する文書として、土地計算・異動連絡票（以下「計算連絡票」という。）を作成している。計算連絡票には、土地の所在、所有者の氏名等の基本情報、土地形状、接道状況、奥行、間口等の評価情報、住宅用地に対する課税標準額の特例に係る事由等の課税情報及び現地調査の結果等が記載されている。

また、横浜市では、課税台帳兼評価調書に基づき「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」（以下「納税通知書」という。）を作成し、年度当初に納税者に送付している。納税通知書には、課税標準額、税率、税額、納期等を記載しており、原則として課税台帳兼評価調書の各事項を記載した課税明細書及び税額計算方法等に係る説明資料を同封している。

納税通知書の送付に当たって、旭区では、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）

賦課決定決裁簿（以下「決裁簿」という。）を作成し、固定資産税等を賦課することについての意思決定を行っている。

(2) 市民の声事業に係る事務について

横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を、広聴情報データベースシステム（以下「広聴システム」という。）により管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。）に規定されている。

市民の声要綱では、市民の意見等のうち、受付からの一連の処理経過を広聴システムで記録すべきと判断した案件等については、市政ダイレクト広聴として取り扱い、広聴システムに登録し、文書又は電子メールでの回答、電話又は面談等での直接対応、供覧等の処理をすることとされている。

(3) 本件保有個人情報について

ア 開示請求書の記載から、審査請求人は、審査請求人に係る「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」及び「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の開示を求めていると解される。

イ 本件本人開示請求に対し、実施機関は、個人情報1から個人情報5までの本件保有個人情報を特定し、その全部を開示した。

ウ 審査請求人は、本件保有個人情報以外の保有個人情報の開示を求めていると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。

(4) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」の本人開示請求に対する特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」に該当するものとして、個人情報1及び個人情報2を特定したと説明している。

実施機関の説明によると、課税台帳兼評価調書には、納税義務者の氏名、土地

の価格等の課税処分に必要な情報が集約されているため、特定の土地に固定資産税等が適正課税されていることが分かる保有個人情報に該当すると判断したとのことであった。また、課税台帳兼評価調書が平成30年度から電子化されていること、市税関係書類等の保存期間及び様式について（平成12年3月21日財税制第615号財政局長通知。以下「保存期間等通知」という。）において、課税台帳兼評価調書の保存期間が10年とされており、平成18年度以前の課税台帳兼評価調書を保有していないことから、本件土地の課税台帳兼評価調書について、平成19年度から平成29年度までの写し及び平成30年度以降の電磁的記録の写しを保有個人情報として特定したとのことであった。そして、課税処分に必要な情報は課税台帳兼評価調書に集約されているため、本件土地の課税台帳兼評価調書以外に該当すると考えられる文書はないとのことであった。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、「白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報1及び個人情報2を特定したことは、首肯できる。

イ 「請求者が適正課税されていないと提出した文書」の本人開示請求に対する特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」に該当するものとして、個人情報5を特定したと説明している。

個人情報5は、審査請求人から実施機関に対し、10回にわたり提出された本件土地に係る固定資産税等の課税が適正ではない旨の意見である。実施機関の説明によると、実施機関は、審査請求人からの意見をダイレクト広聴として取り扱い、広聴システムに登録して回答を行っていたことから、広聴システムに登録された市民の意見等を確認したが、個人情報5以外の保有個人情報は存在しないとのことである。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、「請求者が適正課税されていないと提出した文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報5を特定したことは、首肯できる。

ウ 「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」の本人開示請求に対する特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」に

該当するものとして、個人情報 1 を特定したと説明している。

実施機関の説明によると、課税台帳兼評価調書に登録される土地の価格については、1平方メートル当たりの評点に対し、地積、評点1点当たりの価格（1点当たり1円）及び価格修正率を順に乗じて算出される。このため、平成29年度の評点が本件土地1平方メートル当たりの平成29年度の単価に相当する。そして、当該評点を用いて算出した本件土地の価格が記載された文書に当たるものは、同年度の本件土地の課税台帳兼評価調書であることから、当該課税台帳兼評価調書を含む個人情報 1 を特定したとのことである。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、「貴所が平成29年度単価で算出した文書写」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報 1 を特定したことは、首肯できる。

エ 「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」の本人開示請求に対する特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」に該当するものとして、個人情報 4 を特定したと説明している。

個人情報 4 は、旭区内の固定資産について、納税通知書の発送に係る意思決定を行うための決裁簿である。実施機関の説明によると、旭区では、年度当初に送付する全ての納税通知書（本件土地に係る納税通知書を含む。）をひとまとめにして当該意思決定に係る決裁を取っており、決裁簿は、当該決裁の日等を記入し、記録する文書とのことであった。このため、実施機関は、本件土地に固定資産税等が課税された年月日を含む保有個人情報は決裁簿であると判断したとのことであった。また、保存期間等通知において、決裁簿の保存期間は5年とされているから、平成25年度以前の決裁簿は保有していないとのことであった。

このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、「白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報 4 を特定したことは、首肯できる。

オ 「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の本人開示請求に対する特定の妥当性について

実施機関は、弁明書において、「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」に該当するものとして、個人情報 3 を特定したと説明している。

個人情報 3 は、本件土地に係る課税台帳兼評価調書に登録された土地の価格の

算出の基礎となる計算連絡票である。実施機関の説明によると、計算連絡票には、課税台帳兼評価調書に登録する土地の価格の算出に当たり、計算の基礎とした情報が記載されており、その内容を確認すれば、どのように土地の地形を把握し土地の価格を算出したかが分かるとのことであった。そして、土地の価格の算出方法について納税義務者から問合せがあった場合には、計算連絡票をもとに説明を行っており、特定の土地について、地形の通りに課税がされていることが分かる文書は、計算連絡票以外には考え難いとのことであった。また、計算連絡票は、地形、地目等の土地に係る情報に異動があった場合等を除き更新されないため、毎年度作成するものではないとのことであった。

審査会が見分したところ、個人情報3には、本件土地の地積、奥行、間口、想定整形地面積、陰地面積等が記載されているものの、これらの数値からどのように土地の価格を算出したのかが分かるような計算の過程は記載されていないことが認められた。そこで、個人情報3のほかに、計算の過程が記録された文書が存在しないかについて実施機関に確認したところ、計算連絡票に記載された数値等を税務システムに入力すると、当該システム内で計算処理され、その計算結果として課税台帳兼評価調書、納税通知書が出力されることから、計算の過程そのものが記録された文書は存在しないとのことであった。

これらの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、「白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写」の本人開示請求に対して、実施機関が個人情報3を特定したことは、首肯できる。

カ 審査請求人の意見書の記載について

審査請求人は、意見書において「③指摘に対し現地を視察後に算出した文書及び記載した日報の写しの開示。④貴所が請求地部位のみを平成29年度単価で算出した文書写の開示。⑤本件土地の現況に対し課税された平成13年以降の文書の開示。・・・と請求している」、「請求人の所有地を・・・復元を求め、開示請求書に記載し復元に資する文書を特定した上で請求している」、「・・・旭区税務課長、課長補佐、係長が特定年月日11に現況を調査確認し作成した請求文書の開示を求めている」と主張する。しかし、開示請求書の記載から、このような文書の開示を求めていたと解することはできない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

別表 開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄の記載

固定資産税は、台帳課税主義（地方税法第381条第7項）を原則として課税することとされているが、登記簿の登記事項と現況に違い（土地滅失の原因は横浜市が搾取した）があることを請求者に指摘され、現地を確認し登記事項と現況に違いがあることを承知していながら、賦課期日（1月1日）現在、横浜市に3.844 m²搾取されている土地に対し多年に渡り賦課している。事実と相違しているものであれば課税出来ませんと規則があるにも関わらず、白根特定地番地に適正課税されていることが明示されている文書の開示。及び請求者が適正課税されていないと提出した文書の開示。それに伴い貴所が平成29年度単価で算出した文書写の開示。

第381条市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところによって、登記簿に登記されている土地について不動産登記法第27条第3号 及び第34条第1項 各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び100年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第343条第2項後段及び同条第4項の場合にあっては、当該各項の規定によって固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならないとあるが、白根特定地番地の現況に対し課税された年月日を含む文書の開示。

登記簿に登記されるべき土地が登記されていないため、登記されている事項が事実と相違した課税となっており、請求者は税納付上支障がある。貴所において、当該土地の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができるにも関わらず、又請求者から指摘されているにも関わらず、多年にわたり怠っている。当該登記所は、請求者及び法務局の調査により、請求者の申し出を相当と認め、貴所からの申出に係る登記又は登記されている事項の修正その他の措置をとり、その旨を市町村長に通知する運びになっているが、白根特定地番地形の通りに適正課税されている文書写の開示。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 3 月 11 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 4 月 8 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 7 月 16 日 (第259回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 3 年 11 月 10 日 (第408回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 11 月 24 日 (第409回第二部会)	・ 審議
令和 3 年 12 月 22 日 (第410回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 1 月 26 日 (第411回第二部会)	・ 審議